

(ews 編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所 税理士 若 杉

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代 FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.r

(神無月) OCTOBER 13日・スポーツの日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	٠	٠	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント ペポルインボイス

ペポル (Peppol) とは、インボイスなどの電 子文書をネットワーク上でやり取りするため の国際標準規格です。ペポルインボイスに対 応した会計ソフト等を利用する場合、取引先 の会計ソフト等がペポルの規格に対応してい れば、異なるシステム間でもインボイスの送 受信や自動処理を行うことができます。

10月の税務と労務

税/9月分源泉所得税の納付

10月10日

税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

税/8月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 10月31日

税/2月決算法人の中間申告 10月31日

税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間 申告(年3回の場合) 10月31日

地方税/個人住民税第3期分の納付

市区町村の条例で定める日

務/労働者死傷病報告(7月~9月分)10月31日

務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 10月31日

労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

働き方改革の取組促進と助成金 (働き方改革推進支援助成金)

の活用

き方

実 0) な取得等を目的とし 上 限順31規次年 制施以 や年 z 次方が、 有給時 た制 休間改 暇外革 度の労関

つ革促動 改確 向今正 可一、「動き方致革の今回は、「労働時間止が行われました。 」そして「助成 き方改革の 成成金) 時間 金 の活用」に(働き方改の取り組み

間 休

0)

向

低い (2) 労す 令以 和2年に (1) 和降4に ており、 大 労 『経済の分析」より)。(厚生労働省「令和 、水準で には 年・5年は 増加がみられたものの、減少した後、令和3年 間 また、 0) 移 0) が平成は 影響 を向み **続いていま** 11 などによ 6 で推移 年い 版ま

た。その後も上昇を続け、令和 た。その後も上昇を続け、令和 た。その後も上昇を続け、令和 企業規模別にみると、規模、 大きい企業ほど取事、 て高い傾句・ 5 た開令成 年 °始和27 始和27年 |27年以降上昇が続いて年次有給休暇の取得率は年次有給休暇の動向 ており、 平

| 5年における千人以上規模で高い傾向にまし 上昇して は中小企業では67 一昇してい 6年 中小企業においても取 業 で も 3 ます(厚生労働 ・7%となり、 - 99 人規模の企 ・が、令和 ・ で 一貫し 近年 が

ŋ

組

み

をもって推進していくことが営層の明確なメッセージと行 は 13 要です。 ダーシップが不 (1) 全社的 働 き方改革 な取り を を 組み る際 可 成功させるため 欠です。 であ 意思とリー ポ り、 1 重動経 革

当事者意識を持って取り組むこにより、改革の目的が理解され、 とができるようになるでしょう。 それを全従業員と共有すること がや ンと具体的な目標を明確にし、 また、「 事者意識を持って取り組むこ 目指すも 実現したい働き方」、「会社 働き方改革 の」といったビジョ Ö) 心要性

(2) 取り組み例

|好事例が公開されています||厚生労働省などにおいて、| げます。 ここでは、 外部情報もご活用くださ 働 き方改革特設サイト)。 取り組み 0 例

① 掲

出労働時間の状況 7ら始社 **始ましょう。** 社の実態を把握 業務の言 間、 実 生日

> を産 ます。 通 じて 従 業 題員 のの 洗 意 識 出 調 しを行 査 など

(2) 題

します。 現 3状把握: ムダない をもとに課 作働 業の 原 非効率なの異常 題 を

会議 る 集計、二重入力など)非効率業務(手作業に ょ

など)

働き方 (制度、 0) 風 柔軟 (土など) 外性を阻 要

(3) 検討 次改因 してみましょう。 善施策の のように具体的 検討 • な設 施計 策を

フロ ペーパーレー ITツール 0) し 活 務

請 の導入 ~ パー ス 化 電 子 申

会議削 減、 簡 略 化

1 フレック う制 度の整備・クスタイ A テ

な 業事 前 申請、 事 後 承 認

運 用 開 始

(4)

握

す

な初 か改善行 、小さなり、小さなり、 験を積むとともに課題 さな部門で試 じる際 八するの は、 行 では最

る成いて 暇の生短設金は て、 の削産縮け一一例 促進支援コンソミす。 います。 「学のすののな事推進支 学生労働 ります。 で きが設 で きが設 に けた環 な け関道 ら連府 れし県 たい助なにお

助 成金 0) 活

(5) 的分有価満検 しの定削 にはし、日証施効を⑤し減あ方道つい、はし、ま産し、競乗進で、、らの修い ま度し、実検め触進満か一正 らの修い 7 を 足 つをは 策に好の業後見 での事指時は見く る管度めでし改 ŋ 効理向定す て良 。いを ま検善例標間月直な果を上量 ま 検 書 例 標 間 内 但 な 本 行 な 管 間 内 但 な 検 行 な を 行 な を 行 な を 行 な ど で し む 証 う ど) 、 要 内 い 産 効 す ・ と く重 のね ず。 ٤ もな ・見 と、 を 設 き 、 設 業 継続部共評・を 進ら

が

主り

を組 要接援む中 支む

やする企

一 今回は、助成金兵用の一例として「働き方改革推進支援助成金(労働時間知るとしてが、働き方改革と関連した助成金革と関連した助成金革と関連したが、働き方改革には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースも設定には他のコースを受けられています。「働き方改革」が表示という。 ※よの社ワ索 いをの1ツ さ下す。 イツードル ご期のが随設 間際あ時・助で見施 はる行変成 事たわ更金 めれ 制 さ 度 照給も業 る 受活こ止の く額の事 付用とは新 £ ₺ 自一検「働設金改げ援短助働活 だはで業

【表】労働時間短縮・年休促進支援コースの要件や支給額等

項目	要件・支給額等
①対象事業主	○ 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。○ 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。○ 交付申請時点で、一定の「成果目標」(下表③参照)の設定に向けた条件を満たしていること。
②助成対象と なる取組 (いずれか 1つ以上を 実施)	 労務管理担当者に対する研修 労働者に対する研修、周知・啓発 外部専門家によるコンサルティング 就業規則・労使協定等の作成・変更 人材確保に向けた取組 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新
③成果目標	以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施する必要があります。 「月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減等 「年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入」 「時間単位の年次有給休暇制度と、助成金の交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
④助成上限額 と助成額	「③成果目標」の達成状況に応じて「②助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。助成額は、成果目標に応じ25万円から150万円を上限とする助成金のほか、「賃金の引上げ」に応じた加算額も設けられています(引上げ人数や引上げ率により金額は異なります)。
⑤注意点	令和7年度は、11月28日が交付申請の締切とされ、交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施します(事業実施は、令和8年1月30日まで)。 ※ 助成金は、国の予算額に制約され、公開されている締切日前に締切とされる場合があることにもご注意ください。
⑥不正受給に 関して	近年は不正受給対応の厳格化が行われています。支給申請書に虚偽の記載をしたり、 偽りの証明を行うことは、不正受給に該当し、不正受給の場合は受給額等の返還や、 不正受給日から5年間、雇用関係助成金(不正受給を行った以外の助成金を含む)は不 支給とされます。 助成金活用の際は、自社の取組と合っているものなのかを十分に検討しながら活用 していくとよいでしょう。

労働施策総合推進法の改正

ハラスメントのない職場づくりや、女性 活躍の取組推進等を図るため、令和7年6 月1日に労働施策総合推進法が改正されま した。

※ 施行日は確定しているものと、「公布 の日から起算して1年6か月以内で政令 で定める日 とされるものがあります。

ハラスメント対策は、企業規模にかかわ らず全企業が対象とされます。施行日が未 確定のものも含め、主なものを取り上げま すので、今後の動向にお気をつけください (施行日が確定しているもののみ日付を表 示しています)。

1 ハラスメント対策強化

◎ カスタマーハラスメント対策として、 事業主の方針等の明確化及びその周知・ 啓発、相談体制の整備・周知、発生後の 迅速かつ適切な対応・抑止のための措置 を構ずる義務が生じます。

す。このうち、[]保険被保険者証] 知取 者資格 得等 から 用 険 者 者 きを行った際、 事業主通知事 が 証通 の うち、 **E認通知書(被保険者通** 雇用保険被保険者資格 な 知 取得等確 は用 の n たことを労 ح 雇 認通 用 が交付され 雇 用 学者資格! /\ 盾用保険被 保険 知書 ع \Box 0 雇用 被保 ウー 取 ま

年いに

確認 交付を受けた後 蕳 関 なお、 て、 用 通知書 (する) 保 保険被保険者資格 その :管する義務があります。 事 雇用保険関 1 (事業主通知用).被保険者資格取得 業主に 者の資格喪失から4 ば は (連書類につ 適切に保 %得等

雇

ため ま 確 のものですので、本人に渡宝に把握できるようにする しょう。

が

雇

用

保

険被保

険

証

は

本

◎ 求職者等に対するセクハラ対策として、 事業主の方針等の明確化及びその周知・ 啓発(例:面談等を行う際のルールをあ らかじめ定めておくこと等)、相談体制 の整備・周知、発生後の迅速かつ適切な 対応(例:相談への対応、被害者への謝 罪等) の措置を構ずる義務が生じます。

2 女性活躍の推進

- 女性活躍推進法の有効期限が10年間 延長されました(令和18年3月31日ま でに延長)。
- ◎ 従業員数101人以上の企業は、「男女 間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情 報公表が義務となります(施行日:令和 8年4月1日)。

3 治療と仕事の両立支援の推進

事業主に対し、職場における治療と就業 の両立を促進するため必要な措置を講じる 努力義務が課されます(施行日:令和8年 4月1日)。職場の対応は、厚生労働省公 開の「治療と仕事の両立支援のためのガイ ドライン」などを参照するとよいでしょう。

10月の労務 ピックアップ

最低賃金額の改定対応

例年10月以降に最低賃金額の改定が行 われます。次の賃金を除外して算出した1 時間あたりの金額が、その地域の最低賃金 額を下回る場合は賃金額の改定を要します。

- ◎臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ◎1か月を超える期間ごとに支払われる賃 金(賞与など)
- ◎時間外、休日、深夜業に対する割増賃金
- ○精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

また、最低賃金額の変動に伴う賃金引上 げは固定給の変動になり、以後3か月間の 報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む) の月平均額が2等級以上上昇すると標準報 酬月額の改定(随時改定)が必要です。

求人募集を行う場合は、募集時の明示賃 金額にも気をつけていくとよいでしょう。

厚生労働省・中小企業庁により、最低賃 金引上げに関する小規模事業者への支援事 業も行われています。「最低賃金引上げ 支 援施策」のキーワードで検索ができます。